

令和4年度第2回

東京都私立学校審議会（第815回）

令和4年5月16日（月）

都庁第一本庁舎33階 北塔特別会議室N 6

午後3時9分開会

○私学行政課長 ただいまから、令和4年度第2回東京都私立学校審議会を開催いたします。

4月30日に会長の任期が満了いたしましたので、本日、議案審議の前に会長の選出を予定しております。そのため、ちょっと普段とは異なりますが、事務局のほうで進行を一時的に務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、出席者の報告になります。本日の出席委員でございますが、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、当審議会運営細則第6条により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、続きまして、会長選出のお願いになります。先ほどご説明差し上げましたとおり、4月30日付で当審議会の会長の任期が満了いたしましたことから、議案審議前のこの時間で会長の選出をお願いしたいと存じます。

選出につきましては、委員の皆様より互選していただくことになっております。まず、事務局から座長を指名させていただいた上で、進行につきましては座長をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○私学行政課長 それでは、座長を加茂川委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加茂川座長 分かりました。それでは、ご指名によりまして、会長選出の座長を務めさせていただきます。皆様、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長候補として、どなたかを皆様からご推薦をいただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

○町山委員 近藤先生。引き受けてくだされば。

○加茂川座長 ただいま近藤委員を推す声でしたが、ほかにご意見等いかがでございましょうか。

○長塚委員 近藤先生をお願いしたいと思います。

○加茂川座長 では、会長候補として近藤委員が推薦されました。皆様方のご賛同が得られると思っておりますが、いかがでしょうか。確認をさせていただきます。

(拍手)

○加茂川座長 それでは、全会一致で了承されたものとさせていただきます。

近藤委員、いかがでございましょうか。

○近藤委員 皆様のご協力を得たいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○加茂川座長 ありがとうございます。

全会一致でございますので、投票は省略をさせていただきまして、近藤委員に引き続き当審議会の会長をお願いすることといたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、会長、お願いします。

○近藤会長 それでは、初めに、東京都私立学校審議会運営細則第3条に基づきまして、会長代行を私から指名をさせていただきます。

引き続き、会長代行には内野委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、会長代行は内野委員をお願いいたします。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局からご説明願います。

○私学部長 それでは、本日諮問させていただく案件でございますが、お手元に配付してございます7件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和4年5月16日付、東京都知事名。

記、1、大原情報ビジネス専門学校の目的変更認可について（豊島区）外6件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たな諮問案件7件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案第1号から議案第7号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

まず、専修各種学校についての案件です。

議案第1号は、専修学校の目的変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、大原情報ビジネス専門学校目的変更要項についてご説明いたします。

大原情報ビジネス専門学校は、平成元年3月23日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更の認可の申請をしてきたものです。具体的には、同一課程内で公務員受験に係る学科設置を予定しており、これに伴う目的変更の認可申請がありました。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

本会でご審議いただく部分であります学校の目的についてですが、要項1に記載のとおり、公務員受験に係る教育を行う旨の文言を追加し、また、従来から実施している医療事務に係る教育についてカリキュラムの充実を図るため、新たに目的に明記する変更がされまして、変更後の目的は「本校は、教育基本法及び学校教育法にもとづき、簿記会計、情報処理、税務会計、医療事務、法律及び行政並びにこれらの実務に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする」となります。

学校の名称については、要項2に記載のとおり、「大原情報ビジネス専門学校」から「大原ビジネス公務員専門学校池袋校」と変更いたします。

課程（分野）の名称ですが、要項3に記載のとおり、文化教養専門課程を設置します。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

変更の理由は、就職活動において公務員受験を希望する学生の増加があり、法律及び行政に関する教育を施し、受験指導に専念する教育課程を設置するためです。

設置者は、学校法人大原学園、理事長中川和久氏で、校長は高畑一郎氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

表につきまして、左側の変更前及び右側の変更後の表についてご覧ください。

まず、左側の表、1行目にございますように、商業実務専門課程で「情報ビジネス学科」を「ビジネス学科」に名称変更するとともに、入学定員及び総定員を60名から40名に変更いたし

ます。表の２行目になりますが、情報処理学科の入学定員を85名から40名に変更し、総定員は170名から最終的に80名になります。表３行目になりますが、「OAビジネス学科」を「ビジネス総合学科」に名称変更するとともに、入学定員を85名から120名に変更し、総定員は170名から240名になります。

なお、こちらのビジネス総合学科につきまして、今回の目的変更に加されました表現、医療事務に係る教育のほうが含まれてございます。

以上、昼間に授業を行う学科の小計は、入学定員が230名から200名に、総定員が400名から360名になります。

次に、左側、変更前の表の中に記載してございますが、同じ商業実務専門課程の夜間の学科でございますが、全て廃止となります。

よって、商業実務専門課程は、入学定員が420名から200名になり、総定員が700名から360名になります。

次に、右側変更後の表にのみ記載してございますが、文化教養専門課程、こちらが新設する公務員受験者を対象とする学科でございますが、こちらの文化教養専門課程を設置し、法律行政専攻学科、修業年限１年、総定員80名及び法律行政学科、修業年限２年、総定員400名を新設いたします。文化教養専門課程では、入学定員が280名及び総定員が480名になります。

こちら２つの課程を合わせまして、最終的には、学校合計では総定員が700名から840名になるところでございます。

次に、校地、校舎につきましては、要項11から12に記載のとおりでございます。

教職員組織につきましては、要項13に記載のとおりで、変更前人員19名を37名に変更いたします。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございますので、ご参照ください。

なお、本審議事項に合わせまして各事項の変更の届出が豊島区にございました。区及び都で関連します設置基準、取扱内規等を満たしていることを確認してございます。

以上で議案第１号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号及び議案第3号は、法人解散及び専修学校の学校廃止に係る認可でございます。

事務局よりまとめて説明願います。

○議案担当者 議案第2号及び第3号は、それぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件は、平成10年2月10日に法人設立認可を受けた学校法人環境芸術学園を解散するとともに、同法人の設置する日本フラワーデザイン専門学校を廃止するものでございます。

初めに、学校法人環境芸術学園の解散認可についてご説明いたします。

議案第2号をご覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日とします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものでございます。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の池田希氏ほか理事6名でございます。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第1項に基づき、学校法人コミュニケーションアートに帰属させることとします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、日本フラワーデザイン専門学校の廃止についてご説明いたします。

議案第3号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日とします。

廃止の理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人環境芸術学園で、理事長は池田希氏、校長も池田希氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和元年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、学校廃止（認可）の日までに全員退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、学校法人コミュニケーションアートの設置

する東京デザインテクノロジーセンター専門学校で保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第2号及び第3号の説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。

○町山委員 学校法人環境芸術学園と学校法人コミュニケーションアートとの関係についてはどのようなになっているか。

○議案担当者 学校法人コミュニケーションアートにつきましては、大阪府に設置されている大阪府所管の学校法人ではございますが、当該法人が東京都新宿区に設置している東京デザインテクノロジー専門学校と、今回廃止となる日本フラワーデザイン専門学校の校舎の距離が四、五分程度と近いこともあり、残余財産及び指導要録等を引き継ぐということになりました。

○町山委員 人的なものはどうなんですか。理事の構成ですとか、評議員の方の構成ですとか、兼任したり、そういうことがありますか。

○議案担当者 そういったことはないと思っています。ただ、1人の職員の方が再就職する予定ではあるということですが、理事や評議員の重複ですとかそういったことはないと思っています。

○近藤会長 よろしいですか。

○町山委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、いずれもその認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号及び議案第5号は、専修学校の学校廃止認可でございます。

事務局よりまとめて説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、織田栄養専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

織田栄養専門学校は、昭和56年4月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人織田学園で、理事長は鈴木貴子氏、校長は惟村直仁氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 3 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、法人内で配置転換又は退職しています。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

○議案担当者 続いて、議案第 5 号、佼成看護専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

佼成看護専門学校は、昭和 55 年 4 月 1 日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、施設の老朽化及び生徒数の減少により、学校の運営継続が困難になったためです。

設置者は、宗教法人立正佼成会で、代表役員は國富敬二氏、校長は神保好夫氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 3 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、法人内で配置転換又は退職します。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれもその認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、幼稚園関係でございます。

議案第6号は、幼稚園の園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号、鈴ヶ森めばえ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、園地及び園舎の減少に伴い、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人大野学園、園長は大野圭子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の10学級320名を3学級105名にするものでございます。

園地につきましては、要項8にありますとおり、令和4年6月から面積が減少いたします。

これは、設置者が借用していた土地について、令和4年5月末を期限として所有者へ返還することとなったためでございます。変更後の園地は、設置基準を充足しております。

園舎につきましては、要項9にありますとおり、変更前はA棟、B棟、C棟の3棟の園舎がございましたが、園地の減少に伴いB棟を解体いたします。変更後の園舎は、設置基準を充足しております。

教職員組織につきましては、要項10にありますとおり、令和4年4月から実員に合わせて専任教諭が減少しておりますが、変更後の教職員組織は、設置基準を充足しております。

本件につきましては、令和3年12月に認可庁であります品川区を通じて相談がございまして、園地、園舎の減少前に収容定員に係る園則変更を行うよう調整をしておりましたが、認可を待たずして、令和4年3月、設置者が園舎解体工事に着手をいたしました。4月27日に品川区及び東京都職員が現地を確認した際、設置者に対しまして、定員に対する設置基準等、法令の遵守及び私立学校としての適正な手続につきまして指導をまいりました。今回このような不

備があったことを踏まえて、今後の対応を検討してまいります。また、新たな体制となった園に対して、引き続き指導を続けてまいります。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、幼稚園の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号、小鳩幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日いたします。

廃止の理由でございますが、園舎の老朽化及び園児の減少に伴い、運営継続が困難になったため廃止するものでございます。

設置者は岸田忠久氏、園長は岸田きよみ氏でございます。

園児の処置でございますが、令和3年度末をもって全員卒園又は転園しております。

教職員の処置でございますが、令和3年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引続方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、6月の開催日は、20日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了とさせていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時32分閉会